　（公　印　省　略）

令和５年１月24日

　各団体公務災害所管課等の長　様

　　　地方公務員災害補償基金広島県支部事務長

〒730-8511 広島市中区基町１０－５２

広島県総務局福利課内

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正等について（通知）

　このことについて、令和５年１月18日付けで地方公務員災害補償基金企画課長から別紙写しのとおり通知がありました。

　なお，この改正を受けて，関連する理事長通知も改正されましたので，併せてお知らせします。

また，この改正についての総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長からの通知等も参考として送付します。

【改正概要】

　地方公務員災害補償法施行規則第１条の２に規定する別表第一について，同表第7号に「三・三’－ジクロロ－四・四’－ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍」を加える。その他所要の改正を行う。

　　担　当　　補償係　和田

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　082-513-2265

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　　082-227-2327